

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和4年12月27日（火）

担当課：こども部 こども総務課

件 名：大和市小児医療費助成条例の一部改正について

提出理由：小児医療費助成における対象年齢を高校卒業相当年齢まで引き上げたいことから、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- ・本市では、子どもの健康増進と子育て家庭における経済的負担の軽減を目的に平成7年10月から小児医療費の助成を実施している。
- ・本制度は、子育て支援施策の充実を図るため、これまで段階的に対象年齢の引き上げを実施してきた。
- ・小児医療費の助成については、各自治体が独自に制度を設けており、近年、所得制限を廃止する自治体が増え、助成内容に格差が生じていることから、令和4年12月定例会において条例改正を行い、令和5年4月から本市も所得制限を廃止することとした。
- ・このような中、神奈川県は、令和5年4月から小児医療費の補助対象年齢を小学校卒業まで引き上げる方針を示した。
- ・また、近隣市においては、対象年齢を高校卒業程度まで拡大を予定している自治体が増えている。

2. 基本的な考え方

- ・子どもの医療制度は、国が社会保障制度として位置づけ、地域間格差のない全国的な制度であることが望ましい。
- ・しかしながら、県内自治体において、対象年齢の引き上げが行われることにより、地域間格差が拡大し、本市において強い不公平感を引き起こす懸念がある。
- ・このため、小児医療費助成について、高校卒業相当年齢まで対象者を拡大することで、子育てしやすいまち、子育て世代から選ばれるまちを目指していく。

3. 改正内容

- ・医療費助成の対象年齢を高校卒業相当年齢まで引き上げる。
【現 行】0歳から中学校卒業まで
【改正後】0歳から高校卒業相当年齢まで※
※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
- ・対象年齢が高校卒業相当年齢までになることから条例名を変更する。
【現 行】大和市小児医療費助成条例
【改正後】大和市子ども医療費助成条例

4. 開始時期

令和5年 8月 1日

5. 助成対象者数と事業費の比較

	対象者数 (人)	事業費総額 (千円)	うち市負担額 (千円)
4年度 (決算見込)	23,776人	665,399	383,924
5年度 (予算)	35,092人	838,422	496,284

6. 県内各市の状況（令和4年12月16日現在）

- ・対象年齢を高校卒業相当年齢まで拡大を表明している自治体
逗子市、厚木市、海老名市、綾瀬市

経 過

H 7.10 条例施行（0歳の通院、0歳～中学校卒業までの入院）（所得制限あり）
H 9. 1 0歳の所得制限廃止
H11. 1 通院助成を1歳まで引き上げ
H14. 1 通院助成を3歳まで引き上げ
H16. 7 通院助成を4歳まで引き上げ
H19. 7 通院助成を就学前まで引き上げ
H22. 7 通院助成を小学校卒業まで引き上げ
H26. 7 通院助成を中学校卒業まで引き上げ
R 5. 4 所得制限を廃止

今後の予定

R4.12.28
～R5.1.26 パブリックコメントを実施
R5. 2 条例改正案及び予算案を上程
R5.4～ システム改修
R5.6～ 広報やまとへの掲載
対象者に申請書送付、入力及び審査、決定
R5. 7 対象者に医療証送付
医療機関に周知
R5. 8 改正条例施行